



一般建築物石綿含有建材調査者講習のご案内

建築物の解体、改修工事を行う際、石綿含有建材が飛散し、吸引するおそれがありますが、石綿は深刻な健康障害をもたらします。解体等作業での飛散・吸引を防止するためには、建築物に使用されている石綿含有建材の使用実態を正確に調査する必要があります。

当協会が実施する一般建築物石綿含有建材調査者講習は、厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号に基づき、建築物に使用されている石綿に起因して発生する健康被害及び健康障害を未然に防止するため、建築物の通常の使用実態における石綿含有建材に関する調査及び解体作業時等における石綿含有建材の事前調査に必要な専門的知識を有する調査者を育成するためのものです。

当協会は、宮城労働局長の登録講習機関として、標記講習の資格を取得するための講習を下記により開催しますので、この機会に多数受講いただきますようご案内申し上げます。

1 開催日時・開催場所

第1回 講義1日目：令和6年6月13日(木)8時50分～16時30分
講義2日目：令和6年6月14日(金)8時50分～15時20分
修了考査：令和6年6月21日(金)8時45分～10時30分
≪開場・受付開始時間：全日8時00分～≫

【受付終了】

第2回 講義1日目：令和6年9月12日(木)8時50分～16時30分
講義2日目：令和6年9月13日(金)8時50分～15時20分
修了考査：令和6年9月20日(金)8時45分～10時30分
≪開場・受付開始時間：全日8時00分～≫

場所：GC青葉通りプラザ 4階 宮城労働基準協会会議室
仙台市青葉区一番町2丁目5-22 (駐車場・駐輪場なし)

2 講習科目及び時間

区分	科目	時間
学 科	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	1時間
	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	1時間
	石綿含有建材の建築図面調査	4時間
	現場調査の実際と留意点	4時間
	石綿の有無に関する事前調査結果報告書の作成	1時間
修了考査	修了考査 (筆記試験)	1.5時間

- * テキストは、中央労働災害防止協会発行の「石綿含有建材調査者テキスト一般建築物・一戸建て等用」を使用します。
- * 休憩時間等は講義時間とは別に設けます。
- * 修了考査はマークシート方式で行いますので、筆記用具(HB,Bの鉛筆、シャープペン、消しゴム)が必要です。
- * 受講資格区分「イ」(石綿作業主任者技能講習の修了者)でお申込みの方は受講科目「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」の受講が免除されますので受講しなくても欠席とはなりません。当該科目も筆記試験の出題範囲となっていますので、当協会としては免除科目の受講も行っていただくこととしています(試験は免除となりません)。

3 講習料

47,080円【受講料41,800円・テキスト代5,280円】(消費税含む)
 但し、石綿作業主任者技能講習修了者のみ
 44,880円【受講料39,600円・テキスト代5,280円】(消費税含む)

4 申込開始・定員

令和6年4月11日(木)午前9時00分より受付開始

<注> **電話での仮予約受付**となります。

他の方法では受付できませんのでご注意ください。

第1回 定員70名(先着順)【受付終了】

第2回 定員70名(先着順)

又は令和6年7月31日(水)[受講資格審査の都合上]で締め切ります。

※受講申込書の提出期限: 8月8日(木)必着

◎提出期限以降は一切受付不可のため受講失格となりますのでご注意ください。

5 申込先

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目5-22 GC青葉通りプラザ 5階
 公益社団法人 宮城労働基準協会 本部
 TEL 022-265-4091 FAX 022-265-4092
 ホームページ <https://www.rouki.or.jp/>

6 申込方法

手順1	宮城労働基準協会HPトップページからご案内ページ	「一般建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・申込み」サイトを開き、講習日程を確認してください。
手順2	電話で仮申込	手順1で確認した受講したい日程の受講受付期間内に電話で受講の仮申し込みを行ってください。
手順3	受講申込書等の作成・郵送	手順1のサイトでダウンロードした申込書等必要な書類を作成して宮城労働基準協会本部事務局に郵送してください。写真1枚貼付(カラーコピー等不可)
宮城労働基準協会事務局の作業		受講資格の審査 * 審査の結果「承認」されれば、講習料振込みの連絡をします。 * 審査の結果「未承認」の場合は、追加書類等の提出の連絡をします。
手順4	講習料の振込み	「承認・振込みの通知」に記載されている振込先に講習料をお振込みください。
講習料の振込みが確認でき次第、宮城労働基準協会事務局より受講票と講習テキストを郵送します。		

受講資格の審査に時間がかかる場合があります。
指定する期日までに必要な書類が揃わなかった場合は受講できません。

◆受講料の支払い方法

受講料、テキスト代のお振込みに関しては、受講資格の審査後、通知します。

この通知に基づいて、期限内にお振込みをお願いします。

講習料の支払い方法は、「口座振込み」のみとなります。現金の取扱いはしておりませんのでご注意ください。

受講票及び講習テキスト発送後の受講キャンセルに伴う講習料の返金はできませんので
ご承知ください。

7 受講資格

本講習を受講するためには、下表のとおり、**学歴等に応じて建築や石綿含有建材調査等に関する実務の経験年数が必要となります。**

下表のいずれかの条件を満たしていないと受講できません。

受講区分	学歴・実務経験など
(イ)	労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
(ロ)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務経験を有する者
(ハ)	学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。(二)において同じ。)、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者
(ニ)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務経験を有する者((ハ)に該当する者を除く。)
(ホ)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務経験を有する者
(ヘ)	建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者
(ト)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者
(チ)	建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者
(リ)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して二年以上の実務の経験を有する者
(ヌ)	労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
(ル)	労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者
(ヲ)	口からルまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者 ・作業環境測定士(作業環境測定法第2条第45条に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士)であつて、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者

◆「受講資格に係る書類の提出」に必要な書類

受講資格区分	実務経験証明書	添付書類等
(イ)	○(*)	石綿作業主任者技能講習修了証の写し(両面)
(ロ)	○	卒業証明書(原本)
(ハ)	○	卒業証明書(原本)
(ニ)	○	卒業証明書(原本)
(ホ)	○	卒業証明書(原本)
(ヘ)	○	不要
(ト)	○	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し
(チ)	○	(行政機関職務履歴証明書の写しでも可)
(リ)	○	(行政機関職務履歴証明書の写しでも可)
(ヌ)	△	人事発令通知書の写し(実務経験証明書でも可)
(ル)	○	不要
(ヲ)	○	作業環境測定士登録証の写し

* 受講資格区分「イ」の場合は、実務経験証明書の下欄「添付の資格証・証明書」欄の☑のみ(事業者の証明は不要です)

* 卒業証明書に建築学に関する学科が明記されていない場合は、「履修科目証明書」(原本)若しくは「成績証明書」(原本)を添付してください。

* 卒業証明書から「建築学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めたもの」の判断が困難な場合は、「履修科目証明書」(原本)若しくは「成績証明書」(原本)の提出を求められることがあります。

8 申込書の審査・受講の決定

- ① 受講資格の有無について、申込書類の審査を行います。
- ② 審査において申込書類に不足・不備などなく、審査を通過し、受講料の振込みが確認できた方には、受講票とテキストを郵送します(講習の概ね2週間以前)。受講票を受け取りましたら、「受講日」、「受講会場」、「修了考査の日時及び場所」等をご確認ください。

ご注意ください

* 記入事項等に虚偽が判明した場合は、講習終了後でも無効とし、本件講習に関する再受講は認めません。

* 受講票及び講習テキスト発送後は、理由の如何にかかわらず、講習料の返金はいりませんのでご承知ください。

* 講習料振込後に受講資格により受講不可となった場合、取消手続用紙により申込取消の手続きをお願いします。この場合は受講料を返却します(返却に要する振込手数料は受講料から差し引かせていただきますので、ご了承ください。また、受講票とともに講習テキストをお送りしている場合は、テキスト代の返金はできませんので、ご承知ください。

9 受講当日の注意点

- ① 受講資格区分「イ」(石綿作業主任者講習の修了者)でお申込みの方は、「科目1」建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」の受講が免除され、受講しなくても欠席とはなりません。当該科目も筆記試験の出題範囲となっていますので、宮城労働基準協会では同科目も受講していただくことをおすすめしていますので、できる限り受講していただくようお願いいたします。
- ② 本講習では遅刻は認めていません。必ず、各科目の開始前までに着席するようお願いいたします。
万が一、開始時刻を過ぎても着席されていない場合は、欠席扱いとなります。
* 遅刻証明された交通機関の遅延による遅刻又は欠席は、特例措置(別の日程に振替)とする場合があります。その際は、必ず遅延証明書を取得して当協会本部事務局に提出してください。
- ③ 受講当日は、会場の受付で受講票を提出してください。
- ④ 講習期間中の宿泊並びに食事は各人でご用意ください。
- ⑤ 駐車場・駐輪場の用意はありませんので、公共交通機関等をご利用ください。
- ⑥ 大規模災害等不測の事態により、予定していた講習・修了考査の日程、時間及び会場等を急遽変更する場合があります。
この場合、交通費、宿泊費等(変更前の費用、変更後の費用ともに)の補償はいたしません。ご承知のうえお申込みください。
- ⑦ この講習は、受講希望者が多いため、長机にお二人で着席して受講していただくようになります。

10 修了考査

- ① 全講習科目を受講した方のみ、修了考査を受験することができます。欠席した科目が一科目でもある場合は、修了考査を受験できません。
* 受講資格区分「イ」(石綿作業主任者技能講習の修了者)でお申込みの方に限り、「建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識1」の受講が免除されていますので、これを受講しなくても欠席扱いにはなりません。ただし、筆記試験の出題範囲には「建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識1」も含まれますのでご承知ください。
- ② 修了考査では、遅刻は認めていませんので、必ず開始時刻前までに着席するようお願いいたします。
- ③ 修了考査の方法は、筆記試験で、マークシート形式で行いますので、筆記用具(HB,Bの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)が必要です。
- ④ 合否の基準
試験の全てが満点の「60%以上」の得点をもって合格となります。
- ⑤ 合否の判定
修了考査終了後、採点その結果をもとに合格者には当日修了証を交付します。
- ⑥ 不合格となった方
不合格となった方(不正行為によって受講取消しとなった方を除く。)には、「受講証明書」を交付します。
「受講証明書」は、修了考査を再受験する際に必ず必要となる書類です。有効期限内であれば、再受講することができます(「11 修了考査再受験」)を参照してください。

* 有効期限とは、講義を終了した日の属する年度の翌々年度末までです。

例1 令和5年4月～12月末までの間に講座を受講して不合格となった場合

令和5年4月8日に講義を終了した場合は、令和8年3月31日が有効期限となります。

例2 令和6年1月～3月末までの間に講座を受講して不合格となった場合

令和6年1月15日に講義を終了した場合は、令和8年3月31日が有効期限となります。

- ⑦ 修了考査の内容の問い合わせには、一切応じられませんのでご了承ください。

11 修了考査再受験

修了考査再受験は、宮城労働基準協会の一般建築物石綿含有建材調査者講習受講者に限り、再受験できます。まず、宮城労働基準協会のホームページで次回以降の修了考査日をご確認のうえ、受講希望日を事務局までお電話ください。

修了考査再受験料

5,500円(消費税10%込み)

◆「受講資格に係る書類の提出」に必要な書類

- ① お手元の「受講証明書」と「修了考査再受験申込書」をご用意いただき、「修了考査再受験申込書」に必要事項をご記入のうえ、宮城労働基準協会本部事務局に郵送してください。
*「受講証明書」を紛失した場合は、再発行しますので、本部事務局までご連絡ください。
- ② 再受験料をお手元の「修了考査再受講申込書」に記載してある振込先に振込みしてください。
- ③ 当方へ書類が到着し、受験料振込みを確認後、約3営業日以内に必要な書類を発送させていただきます。

12 修了証明書の交付

- ① 修了考査に合格した方には、公益法人宮城労働基準協会会長から「一般建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書」が交付されます。
- ② 修了考査に合格された方の情報について、官公庁に報告させていただく場合がありますので、あらかじめご承知のうえ、お申込みください。

講習受講当日の本人確認について

講習当日は本人確認をさせていただきますので、下記のいずれかのものを必ずご持参ください。

(氏名、生年月日、住所を確認できる書類)

- 1 宮城労働基準協会発行の技能講習修了証
- 2 自動車運転免許証
- 3 パスポート(有効期限内のもの)
- 4 住基カード
- 5 公的に発行された証明書で上記項目を確認できるもの
- 6 学生証(学生の方)